

事業報告書

2025年度

伊勢三河湾水先区水先人会

2025年度事業報告書

伊勢三河湾水先区水先人会は、伊勢湾、三河湾及び伊勢湾口周辺接続海域における水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うとともに、海洋環境の保全に努め、地域経済の発展に貢献する事業活動を行うものとする。

1. 会員の品位保持のための事業

会員が水先人として品位を保持するためには、各人が強い責任感をもって水先業務における高い信頼性の構築を図ることが重要である。そのため、船舶交通の安全確保を第一義として水先業務運営の効率化、適正化並びに運航能率の増進を継続して推進することを目的に次の事業を実施した。

(1) 新たに入会した会員に対する新人実務研修

- ・8月(三級水先人2名)
- ・3月(一級水先人7名)

(2) 日本水先人会連合会(以下「連合会」という。)開催の定期的な研修受講対応

- ・5月～2026年1月開催 水先人免許更新講習 26名
- ・5月13日、14日 一級水先人新人研修 4名
- ・10月21日、22日 二級、三級水先人新人研修 2名

(3) 会員に対する船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に関する継続した対策等の必要な指示又は指導、監督及び安全管理

- ① AISReplay装置による運航再現情報の活用及び海難原因の分析とその再発防止対策の周知
海務関連情報(ヒヤリハット、不適切運航等の事象)を毎月1回「水先業務に係る出来事」として会員へ周知した。
ヒヤリハット勉強会(5回)を開催し、ヒヤリハット事例の紹介、事故事例の分析及び意見交換等を行った。
- ② 定期的及び必要に応じた安全研修
連合会主催による安全研修を2025年8月26日～27日神戸会場にて2名、2026年2月24日～25日名古屋会場にて15名が受講した。
- ③ 水先業務検証制度の適正な運用
水先業務検証を28回実施した。(内、教育養成・オペレーションセクション担当副会長が16回実施)
- ④ 港湾関係者、海技関係者等との定期的な会議及び意見交換会の開催
 - ・タンカーバースに関する安全対策会議(10月に名古屋・衣浦地区及び四日市地区)
 - ・名古屋港海上交通センターとの意見交換会(7月)
 - ・伊勢湾海上交通センター及び上野マリタイム・ジャパン株式会社との意見交換会(11月)
 - ・名古屋日本船代理店会及び名古屋港タグ事業協同組合との意見交換会(7月)
 - ・海運協会・船舶代理店会・水先人会懇談会(12月)
 - ・曳船会社(11月)
 - ・知多栈橋管理株式会社との意見交換会(11月)
 - ・水先艇乗組員との意見交換会(7月、9月、2026年1月)

- ⑤ 安全運航強調月間(9月)における安全キャンペーン等の活動
「安全意識」高揚のための施策として、次の対応を実施した。
・伊勢湾海難防止協会及び海上保安庁等より届く安全スローガン・安全ポスターの掲示
・ライフジャケットの展張テスト及びガスボンベの重量計測(9月)
- ⑥ 乗下船時の安全対策
・乗下船安全キャンペーン(6月30日～7月4日)
・IMPA(国際パイロット協会)サーベイ調査(5月16日～20日)
・荒天時に伴う湾内乗下船(10回)、水先業務全面中止(0回)
- ⑦ 海象・気象(ウェザーニューズ社のバースマネージャー、リアルタイムナウファス等)情報提供体制の強化とその活用
ウェザーニューズ社の「バースマネージャー」は、気象情報提供サービスの向上を目的に2025年12月末をもって終了し、新たに「ウェザーニュース for business」のサービスが開始されたので、会員へリニューアルの通知を行った。
- ⑧ 適正な飲酒対策の実施
アルコール検知器の年1回交換(11月)
- ⑨ その他前各号に準ずる事項

2. 合同事務所における水先業務の適正かつ円滑な遂行のための事業

水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するためには、合同事務所の運営を継続して改善することが重要である。そのため次の事業を実施するとともに、必要に応じ、会員及び事務局職員に対する改善の指示、指導又は勧告を行った。

(1) ユーザーの要望への対応

- ① 業務運営協議会の定期的開催(7月開催)
- ② ユーザー意見の収集とユーザー対応委員会の開催(0回)
- ③ ユーザーの意見・苦情等に対応するための「水先業務記録」の作成(230件)とその活用
- ④ 指名制度の円滑な運用
指名制度加入率 77.9%、指名応招隻数 計5,529隻・応招率100%
2026年3月31日付で八馬汽船株式会社及び三菱鉱石輸送株式会社との指名契約は解除となった。(2026年4月1日より八馬汽船株式会社、三菱鉱石輸送株式会社、旭海運株式会社の3社が事業統合するため)
- ⑤ その他前各号に準ずる事項

(2) 水先業務体制の整備等

- ① e-mail、FAX等に代え、インターネットによる水先の受付を主幹として、水先業務の管理システム(PICOM)の運用と24時間体制下における効率的かつ適正な水先受付対応業務
- ② 水先業務用VHF無線海岸局の管理運営
- ③ 船舶からの国際VHF無線電話、e-mail及び船社代理店からの一般電話等による予定時刻の把握及び水先人の手配
- ④ PICOMによる応招連絡の適正な運用及び適用範囲の拡大
- ⑤ Shipfinderによる船舶動静情報の収集と活用
- ⑥ 水先業務経験年数等に応じた業務制限の合理的運用
- ⑦ 所要施設等の適正な確保と維持
- ⑧ 組織の適正な運営(総会2回、理事会22回及び各常設委員会の定期的な開催及び会員・事務局職員の定期的な会議等)
- ⑨ 災害発生時におけるBCPの適正な運用
- ⑩ e-mail及びグループウェアを利用する会員に対する各種情報の提供

- ⑪ 定期的健康診断による会員の健康管理(3月～5月の春季健康診断、9月の法定身体検査)
- ⑫ 各種規程・マニュアル等の整備と適正な運用
- ⑬ 要請船舶、代理店等、関係先配付用の安全情報「オレンジブック」及び会員用技術情報「PILOT BOOK」と「パイロット・データブック」の整備と適正な運用
- ⑭ PIC(パイロット・インフォメーション・カード)の整備と適正な運用
- ⑮ 適正な事務局運営体制の確保と維持
事務局分掌業務における全部署横断的な見直しと改善に向けた取組み継続及びデジタル化推進による業務効率の向上
・事務局内での業務分担に関する打合せの実施
- ⑯ オペレーションセクションの機能強化及び要員の教育育成(教育養成・オペレーション教育担当副会長が対応)
・オペレーションスタッフと代理店等との電話対応について、指摘・指導・助言を日常的に実施
- ⑰ PICOMによる水先人及び代理店向けの経理帳票及び請求書等の電子配付並びに、バウチャー電子提出の適正な運用
- ⑱ 適切な運用を図るため5年毎に行うPICOMのマイグレーション及び機能追加を実施し、2026年1月に完了した。
- ⑲ iMasterに替えPilot Proによる水先業務のモニタリング実施
- ⑳ 名港ビル及び伊良湖待機所の屋上にAISアンテナを設置し、AIS情報の収集向上をはかり、VESSEL TRACKER及びMARINE TRAFFICへ同情報を提供した。
- ㉑ その他前各号に準ずる事項

3. 水先人の教育養成のための事業

一級水先人、二級水先人及び三級水先人の資格毎の新人実務研修を適正に実施するとともに、水先人の業務経験年数等に応じた次の定期的な研修・訓練等の事業を実施した。なお、以下の(1)③～④については特段の事情が生じなかったため、実施しなかった。

(1) 各種研修の実施

- ① 新人実務研修としての陸上研修、実船研修並びにその評価及び審査、研修の修了認定(11名)及び単独就業開始後の会員に対する定期的な研修(3ヵ月(5名)、6ヵ月(1名)、1年(8名)、1.5年(0名)、2年(11名)、3年(6名)、4年(9名)、5年(7名))
- ② 上級免許を取得した会員に対する進級研修(6名)
- ③ 進級水先人、二級及び三級水先人に対して行う乗船経験不足の補充と必要な技術及び知識の習得を目的とした一般研修(0回)
- ④ 長期休業後の業務復帰のための特別研修(0回)
- ⑤ 独自のBRM研修の策定とその実施(1回(IPBへの研修))
- (2) 水先業務経験年数等に応じた業務制限の解除のためのLNG船、VLCC等大型船舶の操船シミュレータ訓練並びにリフレッシュ研修(4名)
- (3) 会員の再教育訓練(操船シミュレータ装置及びAISReplay装置を用いた事故等再発防止訓練)(2名)
- (4) 登録水先人養成施設(水先教育センター)等の要請に基づく水先修業生の実務修習の実施(18名)及び水先教育センターへの講師派遣(2名)
- (5) 教育養成体制の維持及び強化
- (6) その他前各号に準ずる事項

4. 関係団体等との連絡調整及び情報の公開に関する事業

水先制度及び業務に関する関係団体等との連絡・調整及びホームページ等による情報の公開に関する次の事業を実施した。

(1) 関係団体等との連絡調整

- ① 関係官公庁との折衝・調整等
 - ・前年度の事業報告及び決算報告(5月)
 - ・翌年度の事業計画書及び収支予算書の報告(2026年3月)
- ② 連合会の運営への参画と連絡・調整
通常総会(2回)、常任理事会(4回)、理事会(3回)、品質管理小委員会(4回)、広報委員会(2回)、業務運営協議会(1回)、水先業務研究委員会(6回)、安全管理会議(1回)、安全管理特別会議(3回)、船協・連合会業務連絡会(2回)
- ③ 海技振興センター及び海技大学校水先教育センターの運営への参画と連絡・調整
海技振興センター関連: 支援対象者面接(2回)、理事会(1回)、評議員会(3回)、監事会(1回)、水先人養成に関する総合事業検討委員会(1回)、海技大学校・日本水先人会連合会・各水先人会との意見交換会(1回)
- ④ 伊勢湾海難防止協会等、公益外部関係団体との連絡・調整
 - ・会議又は打合せ等への参加
 - ・工事に関する情報共有等
 - ・キャンペーン活動への協力等
- ⑤ 漁業協同組合等漁業関係者との折衝・調整
 - ・漁業関係者への漁船操業情報の確認
- ⑥ 港湾関係者、船社、船舶代理店、バース管理者等、関係先との折衝・調整
- ⑦ その他前各号に準ずる事項

(2) 情報の公開

- ① 財務諸表等の閲覧による公開
- ② 会則、事業報告・事業計画、引受事務要領及び情報提供窓口等のホームページ上での公開
- ③ 海難に関する記録の公開
- ④ その他要請に基づく情報提供等

5. 監督及び連絡の体制整備に関する事業

調査・検討結果により策定された対応方針を会員に周知するとともに、合同事務所の設置及び運営並びに会員の行う水先業務の改善について指示、指導、監督及び安全管理を行うため次の委員会等を開催した。

(1) 委員会等

- ① 事故防止対策委員会(0回)及び安全管理小委員会(8回)の運営
- ② 綱紀委員会の運営(0回)
- ③ 総務委員会(10回(内、書面開催3回))、海務委員会(5回)及び教育養成委員会(19回(内、書面開催11回))の運営
- ④ 各種小委員会の運営(経理小委員会12回、ISO小委員会3回(内、書面開催2回)、職員人事評価審査小委員会1回、20年史編纂小委員会5回)

6. その他

(1) 中小水先区の水先人派遣要請の対応並びに複数免許の取得及び維持等を通して、連合会の派遣支援体制の整備事業に協力した。

- ① 昨年度に引き続き、2025年1月16日から1年間、長崎水先区水先人会へ派

- 遣し、更に2026年3月31日まで延長となった。
- ② 次の水先区への水先人派遣支援(スポット型)のため、複数免許を各1名が取得した。
- ・田子の浦水先区(2025年 8月26日)
 - ・伏木水先区(2025年10月 1日)
 - ・長崎水先区(2026年 1月 9日)
- ③ 昨年度に派遣支援の機会がなかった複数免許取得者に対する操船シミュレータ研修(2名)
- (2) 会員に対するISOの内部監査、外部審査機関によるISOの再認証審査等の業務審査及び顧問税理士による税務監査、契約監査法人による会計監査等を受検することにより上記事業を適正に実施していることを確認した。
- (3) マイナンバー制度について、適正な管理態勢により運用した。
- (4) 労働関係法令の改正に関し、関連規程等の見直し及び対策の検討を行った。
- (5) 定期健康診断における再検査結果の提出不実施の会員に対する措置を確実に運用した。
- (6) 伊勢三河湾水先区水先人会創立20年史の作成を目的に「20年史編纂小委員会」の運営を行った。
- (7) 2025年4月1日から文書管理システム「kintone」の運用を開始した。
- (8) 2009年に導入した水先業務支援システム(PICOM)のマイグレーション(更新)対応及び円滑な水先業務体制の整備並びに利便性の向上及び効率化を図ること等を目的に「ITデジタル推進プロジェクトチーム」の運営し、主に以下の事項の対応等を行った。
- ・PICOMマイグレーションの実施(クラウド化)(2026年1月)
- (9) 事務局の活性化及び生産性の向上を目的に、事務局職員に対し各種研修を実施した。(研修回数103回)
- ・名古屋商工会議所(15回)
 - ・インソース e-learning(73回)
 - ・生涯学習のユークャン(3回)
 - ・ウイंकあいち(2回)
 - ・名古屋みなと振興財団(2回)
 - ・名古屋港管理組合(1回)
 - ・全日本情報学習振興協会(1回)
 - ・IPBでの乗下船研修(6回)
- (10) 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴う関連規程の改訂及び運用を開始した。

以上